

平成16年度第7回役員会議事次第

1 日 時 平成16年11月25日(木) 14時00分～15時00分

2 場 所 本部棟8階 経営協議会室

3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について-----〔資料1〕
- (2) 平成16年度全学重点施策の検討事項・検討体制について-----〔資料2〕
- (3) 平成16年度重点及び戦略的経費について-----〔資料3〕
- (4) 「筑波大学施設管理」について-----〔資料4〕
- (5) 平成16年度補正予算の編成について-----〔資料5〕
- (6) ビジネス科学研究科法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻の
審査結果について-----〔資料6〕
- (7) 新潟中越地震による本学の被災状況及び救援活動等について-----〔資料7〕
- (8) 法人規則・法人規程の制定について
 - ① 国立大学法人筑波大学学位規程(案)-----〔資料8-1〕
 - ② 国立大学法人筑波大学共催及び後援に関する規則の一部改正-----〔資料8-2〕
 - ③ 国立大学法人筑波大学教員の任期に関する規程の一部改正-----〔資料8-3〕
- (9) その他

次回日程 12月24日(木) 14時00分～

第7回役員会議事録

- I 日時 平成16年11月25日(木) 14時00分～15時45分
- II 会場 本部棟8階経営協議会室
- III 出席者 岩崎学長、工藤理事、腰塚理事、磯田理事、林理事、油田理事、山口理事
谷川理事、岸理事
陪席 西村監事、吉井監事
- IV 配付資料
- | | |
|--|---------|
| 第6回役員会議事録(案) | 〔資料1〕 |
| 平成16年度全学重点施策 | 〔資料2〕 |
| 平成16年度教育改革・改善推進経費の配分について | 〔資料3〕 |
| 筑波大学施設管理の概要 | 〔資料4〕 |
| 平成16年度筑波大学補正予算の概要(案) | 〔資料5〕 |
| ビジネス科学研究科法曹専攻(法科大学院)及び
国際経営プロフェッショナル専攻の審査結果について | 〔資料6〕 |
| 新潟県中越地震への対応について | 〔資料7〕 |
| 国立大学法人筑波大学学位規程(案) | 〔資料8-1〕 |
| 国立大学法人筑波大学共催及び後援に関する規則の一部を改正する
法人規則(案) | 〔資料8-2〕 |
| 国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程の一部を改正する
法人規程(案) | 〔資料8-3〕 |
- V 議事
- 1 前回議事録の確認について
第6回役員会議事録(案)は、原案どおり了承された。
 - 2 平成16年度全学重点施策の検討事項・検討体制について
岩崎学長から、資料2に基づき、9月30日開催の第5回役員会で報告した全学重点施策の確実な実現に向けた推進方策について、施策ごとの検討事項、検討体制、検討スケジュール等について取りまとめた旨説明があった。
引き続き、重点施策のうち、「学群・学類再編」について、現在までの検討状況等の説明があった。
 - 3 平成16年度重点及び戦略的経費について
磯田理事から、資料3に基づき、教育改革・改善推進経費等の配分状況等について説明があり、異議なく了承された。
 - 4 筑波大学施設管理の概要について
磯田理事から、資料4に基づき、筑波大学施設管理の概要について報告があった。

- 5 平成16年度補正予算の編成について
磯田理事から、資料5に基づき、平成16年度補正予算の概要(案)について説明があり、異議なく了承された。
- 6 ビジネス科学研究科法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻の審査結果について
岩崎学長から、資料6に基づき、11月22日に開催された大学設置・学校法人審議会大学設置分科会においてビジネス科学研究科法曹専攻(法科大学院)及び国際経営プロフェッショナル専攻の設置に係る審査が行われ、11月25日に文部科学大臣に設置を可とする答申が行われたこと等について報告があった。
- 7 新潟中越地震による本学の被災状況及び救援活動等について
工藤理事から、資料7に基づき、新潟県中越地震に対する本学の対応状況について報告があった。
なお、資料以外の対応として、被災した学生に対する後期授業料減免措置を行うこととし、現在申請を受け付け中である旨併せて説明があった。
- 8 法人規則・法人規程の制定について
 - ア 林理事から、資料8-1に基づき、国立大学法人筑波大学学位規程(案)について説明があり、原案どおり了承された。
 - イ 工藤理事から、資料8-2に基づき、国立大学法人筑波大学共催及び後援に関する規則の一部を改正する法人規則(案)について説明があり、原案どおり了承された。
 - ウ 腰塚理事から、資料8-3に基づき、国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程の一部を改正する法人規程(案)について説明があり、原案どおり了承された。

次回日程 12月24日(金) 14時00分～

以 上